

窓口での本人確認は、下記の書面等を提示してください。

【1点の提示が必要なもの】

官公署の発行する写真付きの身分を証する書面

(有効期限のあるものは、その期限内の書面のみ有効)

運転免許証

旅券 (パスポート)

個人番号カード (マイナンバーカード) 【注1】

官公庁等の身分証明書

アセチレン溶接士免許証

あん摩師免許証

一般乗用旅客自動車運転事業免許

医療監視員証

運航管理者技能検定合格証明書

運転経歴証明書 【注2】

衛生管理者免許証

エックス線作業主任者免許証

海技免状

危険物取扱主任者免状

記者記章帯用証

起重機運転士免許証 (クレーン、デリック運転士) 【注3】

教習資格認定証

競馬騎手免許

警備業法第23条第4項に規定する合格証明書

高圧ガス販売主任者免状

航空従事者技能証明書

小型船舶操縦免許証

古物行商許可証

雇用保険受給資格証

在留カード

市場卸売のせり人登録証

酒類の販売業免許証

消防設備士免状

身体障害者手帳

船員手帳
戦傷病者手帳
耐空検査員の証
宅地建物取引士証
電気工事士免状
動力車操縦者運転免許証
特殊電気工事資格者認定証
特別永住者証明書
認定電気工事従事者認定証
発破技士免許証
馬主登録調教師免許
風俗営業許可証
ふぐほう丁師免許証
ボイラー技士免許証
防火管理者の証
無線従事者免許証
療育手帳
猟銃・空気銃所持許可証
精神障害者保健福祉手帳

注1：通知カードではありません。また、通知カードは本人確認書類として利用できません。

注2：平成24年4月1日以降に発行されたものに限りません。

注3：発行元が労働局のものに限りません。

【2点の提示が必要なもの】

イ＋イ、又はイ＋ロ2点の提示が必要な書面等（ロ＋ロは不可）

イ

健康保険の被保険者証

介護保険被保険者証

各種年金証書

生活保護受給者証

児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

ロ

学生証

法人が発行した身分証明書（社員証等）

預金通帳

キャッシュカード

クレジットカード

診察券